

<知っておきたい 身体拘束>

◆ 身体拘束とは？

全ての身体拘束は虐待であり、利用者及び家族に様々な弊害をもたらしてしまう行為である。

◆ 身体拘束の種類

もう少し難しい内容ですが、最低限の部分をまとめます。

3つの身体拘束

薬での拘束

- ・徘徊するから強い睡眠薬
- ・多動をやめてもらうため等
向精神薬を服用させる etc

必要ではない薬を使うことで
行動制限をすることなど。



言葉の拘束

- ・「動かないで」
- ・「立たないで」
- ・「待って」 etc

⇒『待たなきゃいけない』状況
で何分も経過。行動の制限に。

⇒〇〇すると危ないので座っ
ていてくださいね、など言い換
える



物を使っての拘束

- ・徘徊しない様に椅子に縛る。
- ・経管栄養のチューブを抜かない
様にミトンをつける。
- ・部屋に閉じ込める etc

◆ 身体拘束を行う条件

利用者様または他の利用者等の生命または身体を保護するため、緊急やむを得ない場合には身体拘束が認められています。

が！

↓の3つの要件を満たし、それらの要件等の手続きが、極めて慎重に実施されている場合に限りです。

① 切迫性



利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高い場合

自分を傷つける（自傷行為）

⇒経管栄養のチューブを抜く

⇒壁などに頭などを、わざとぶつける etc

他人を傷つける（他傷行為）

⇒人を殴る、ける etc

② 非代替性

身体拘束や、その他行動制限を行う以外、代替りの介護方法がない場合

※各部署のスタッフで会議を開く（介護・医務・ケアマネ・相談員・機能訓練…）
その上で身体拘束や、その他行動制限を行う以外、代替りの介護方法がない

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的なものである場合

※記録とモニタリング

☆身体拘束を行う前に、本人・家族に説明し同意（OK）を書面でもらう。

⇒OK をもらったあと、初めて実施する。